障がい者110番事業

この事業では、障がい者（身体障害者、知的障害者、精神障害者など）及びその家族などからの悩み（法的手続き、人権等に関する相談）に対し、弁護士による無料法律相談を行なっています。

相談の対象

道内全域（札幌市を除く）の障がい者を対象としています。なお、札幌市内の方は、「札幌市社会福祉協議会障がい者あんしん相談」（電話633−1313）などの窓口の利用をお願いします。

受付時間

平日（月〜金）9時から17時まで（電話又は面接）。

時間外・土・日・祝日・年末年始は、ファックス又は留守番電話での受付けとなります。

常設の窓口

定例相談等（弁護士相談）の受付を行なうほか、必要に応じ、地域相談員等の相談窓口などを紹介します。

定例相談（弁護士相談）

月1回（原則として第4週の火曜日）、定例相談として弁護士による専門相談・助言を行ないます。

弁護士相談を希望される場合は事前予約が必要で、その際、相談概要のほか、住所、氏名、連絡先などが必要となります。（相談の秘密は堅く守ります。）

主な相談

■法律に関する相談

例えば

- ・身体、生命に関する相談
- ・財産に対する侵害
- ・相続関係
- ・金融、消費、契約関係
- ・雇用、勤務条件関係など

■人権擁護に関する相談

例えば

- ・職場、施設での人権に関するトラブル
- ・隣人・知人との人権に関するトラブル
- ・家族・親族との人権に関するトラブル

■その他必要な相談

電話受付・お問い合わせは

TEL(011)252-1233

FAX・留守番電話受付
24時間対応
FAX.(011)252-1235

実施機関
一般社団法人 北海道身体障害者福祉協会
北海道障害者社会参加推進センター
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目
道民活動センタービル（かでる2・7）4階

この事業は北海道の委託を受けて実施しています。

無料 弁護士による 法律相談

札幌市を除く北海道にお住まいの障がい者とその家族等の方たちの強い味方です

心配事をお気軽に相談ください。

相談の秘密はかたく守ります。

相談 Q&A

Q どこで相談を受け付けているのですか？

A 一般社団法人北海道身体障害者福祉協会内の北海道障害者社会参加推進センターです。
住所は、札幌市中央区北2条西7丁目道民活動センタービル（かでる2･7）4階です。

Q 申込方法は？

A まず**「障がい者110番」TEL（011）252-1233**
FAX.（011）252−1235 にご連絡ください。

- ●電話予約をお受けします。予約受付は、毎日午前9時から午後5時まで。（ただし、時間外・土・日・祝日・年末年始を除きます。）
- ●留守番電話・FAXでの受付は24時間・無休で行っています。相談内容を確認の上、後日ご連絡いたします。

Q 法律相談は、いつ、どのように行われますか？

A 定例相談は毎月1回（原則として第四週の火曜日）、午後1時30分〜午後4時まで行っています。
札幌弁護士会の2名の弁護士が交替で相談に応じます。

この事業は北海道の委託を受けて実施しています。

盲ろう者のための
通訳・介助員派遣事業

あなたのご家族や周りに、視覚と聴覚に重複して障がいのある方はいませんか。このような方に対するコミュニケーションや移動等の支援を行う「盲ろう者通訳・介助員派遣事業」を、無料で行なっています。その盲ろう者の方やご家族の方に、この事業を紹介し、利用されるようお伝えください。この事業の利用に当たっては裏面をご覧ください。

例えば

通院のため

買物のため

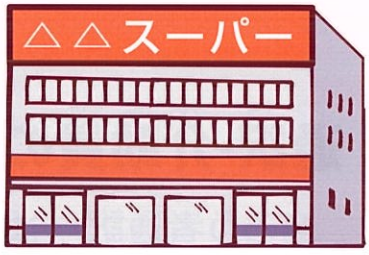

問合せ・申込み先

一般社団法人北海道身体障害者福祉協会内

北海道障害者社会参加推進センター

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービル4階

電話 011-251-9302 FAX 011-251-0858

この事業は北海道の委託を受けて実施しています。

ご利用の案内・手続きなど

1 最初に、盲ろう者の登録（無料）をお願いします。

登録できる方は、次の要件の全てを満たす方となります。
登録の手続きなどについては、ご遠慮なく北身協にお問合せください。

① 道内（札幌市・旭川市を除く。）に居住していること。
② 視覚障がい及び聴覚障がいの重複による障がいの程度が1級又は2級に該当していること。
③ 通訳・介助員による支援が必要であること。

2 登録後の通訳・介助員の派遣依頼は、1週間前までに。

登録後の、通訳・介助員の派遣依頼の手続き、留意すべき事項などは次のとおりです。

① 通訳・介助員の派遣に要する費用は無料です。ただし、利用者の外出に必要な交通費等は、通訳・介助員の分も含めて利用者側の負担です。
② 通訳・介助員の派遣を必要とするときは、「派遣依頼書」を派遣日時の1週間前までに北身協に提出します。（生命、財産等に関わる緊急の場合は直前でも受け付けます。）
③ 北身協は、派遣内容を確認して、登録されている通訳・介助員との派遣調整を行い、派遣可否を決定し、その内容をお知らせします。
④ 依頼された日時に通訳・介助員が伺います。

通訳・介助員の登録を受付中です。

盲ろう者通訳・介助員養成講座などを修了した方からの「通訳・介助員」の登録を受け付けています。

○ 登録手続きなどが不明な場合は、北身協あてにお問合せください。
○ 通訳・介助員として派遣された場合は、従事した時間に応じ、謝金（1時間当たり1,500円）を支払います。

お問合せ・お申込み（北海道障害者社会参加推進センター）

電話 011-251-9302 FAX 011-251-0858

この事業は北海道の委託を受けて実施しています。